

序議付議事案書

開催・令和7年8月13日

所管部課	市民生活部 環境対策課	部長	関田 孝志
件 名	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する 条例について		
関係規則	区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項 部課機関			

1. 要旨

家庭廃棄物などの処理手数料の内、動物の死体処理、事業所等に係るし尿処理及び浄化槽汚泥処理に係る手数料額の均衡を図るために、条例の一部改正するものである。

- ・動物の死体処理手数料及びし尿処理手数料

処理原価との乖離が大きく、一部事務組合の組織市と比較しても低額な状況にあるため額を改定する。

- ・浄化槽汚泥処理手数料

市内の公共下水道の整備状況が、人口に対する普及率100%を達成し、下水道が使用できる一方で、いまだ浄化槽が存在しており、浄化槽汚泥処理を市費で負担している状況を踏まえ、一部事務組合の組織市間の均衡や受益者負担の原則を図るために、新たに手数料を設定する。

(1) 主な改正点

別表第1中(第48条関係)を次のように改正する。

区分	現行	改定後	新設
動物の死体	2,200円/頭	2,600円/頭	—
し尿(事業所等)	20円/ℓ	10,000円/回	—
浄化槽汚泥(一般世帯)	—	—	2,000円/回
浄化槽汚泥(事業所等)	—	—	2,000ℓまで15,800円(※)

※2,000ℓを超える場合は、1,000ℓまで増すごとに7,900円を加算

(2) 施行日 令和8年4月1日

(3) 影響及び効果 一部事務組合の組織市間の均衡や受益者負担の原則が図られる。

2. 経過(現時点に至るまでの経過)

- ・令和7年5月28日 東大和市廃棄物減量等推進審議会へ諮問
- ・令和7年7月 2日 東大和市廃棄物減量等推進審議会から答申
- ・本条例改正については、総務課において審査済み

3. 留意事項(問題点等)

4. 主管部処理案(検討結果等)

令和7年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。

5. 審議結果 決定

注: 定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。